

議案第 25 号

平 23 都市計画第 1025 号  
平成 24 年 (2012 年) 2 月 3 日

山口県都市計画審議会  
会 長 三 浦 房 紀 様

山口県知事 二 井 関 成

### 小野田都市計画墓園の変更について (諮問)

下記のとおり都市計画墓園を変更することについて、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

小野田都市計画墓園の変更 (山口県決定)

小野田都市計画墓園 1 小野田霊園を次のとおり変更する。

山陽小野田都市計画墓園

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	墓 園 名			
1	小野田霊園	山陽小野田市大字小野田字笹原奥久保ヶ浴、字かじや明、字佛ヶ迫、字柳ヶ浴、字北五反田、字羽広田及び字石河内	約15.2ha	

理 由

都市計画区域の変更に伴い、都市計画墓園の名称を変更しようとするものです。  
あわせて、市町村合併による行政区域名の変更に伴い、位置の表示の整理を行います。